答 弁 第 六 五 号昭和二十五年七月三十一日受領

内閣衆質第六五号

昭和二十五年八月四日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆 議 院議長 鸺 原 喜 重 郎 殿

衆議院議員山口好一君提出保護司法実施に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

(質問の 六五)

衆議 院 議 員 Ш 口 好 君提出保護 司法実施に関する質問 に対する答弁書

犯罪 、者予防更生法実施に関する予算的処置 は、 本法施行の昭 和二十四年度の予算総額(九箇月分)は

昭和二十五年度の予算総額は二億八千三百六十二万八千円である。

その

内訳は別添昭和二十五年度予算書の通りである。

億五千六百五十九万円であり、

保護司は、 法令により犯罪者の改善及び更生その他犯罪の予防活動に従事するものであるが、 般国

民

こから

選ばれた一

種

の名誉職であり、

常に社会奉仕の精神をもつてその地区にお

いて国

四の仕事

に協力援

助 するものであり、 その 性格より みて無給とする建前 になっておる。 しか しながら、 保護 司 が 現 実にそ

 \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 遂行-上 要し、 た費用を全部 その 負 、担にまつことは、 事 務 0 性質上又その実効を挙げ る上 か らみて

妥当でない ので、 予算 \mathcal{O} 範囲内におい てその 職務を行うために 要した費用の全部 文は一 部を支給 する

前となつており、 昭和二十五年度にお いては国家財政の許す限度において一人平均年額五〇〇円 . の 謝 金

を支給する処置を講じてある。 又 対象者の保護観察あるいは環境の調査調整に要した費用については、

その実費の弁償として実費額を支給することとし、予算上 「賠償償還及拂戻金」として昭和二十五年度に

おいて四千四百九万円を計上してある。これが支給方法と基準については中央委員会規則第二号 補

諸費支給規則」をもつて定めてある。

かしこの程度の予算額では、実費額全部を弁償するには十分でないので、昭和二十六年度予算にお

いては謝金及び補導諸費の予算増額を考えている。

保護司に対し電車バス等に無料乘車できるよう国において措置を講ずることは困難であるが、 その執

務に要した交通実費弁償のための予算的措置の充実については今後とも努力する予定である。

四 国家財政の許す最大限の範囲において質問の趣旨にそうよう今後努力する考えである。

右答弁する。